

4月1日から

国民健康保険の一部が変わります

医療制度改革に伴い、国民健康保険制度も改正されました。今回は、その概要についてお知らせします。



65歳以上のかたの国民健康保険税の納め方が変わります

平成20年4月から、国民健康保険に加入する前期高齢者（65歳～74歳）世帯の国保税納付について、特別徴収（年金からの天引き）が始まります。これは、加入者の利便性の向上や国保税収納の確保、事務の効率化などの観点から実施されることになりました。

特別徴収の対象となるかた

次の①から③の条件をすべて満たす場合、世帯主の年金から特別徴収となります。

- ①国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者が、全員65歳以上75歳未満である。
- ②国保世帯主が、年額18万円以上の年金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金など）を受給している。
- ③国保世帯主が、介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）対象者で、介護保険料と国保税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えていない。

※特別徴収に該当しないかたは、これまでどおり市役所から通知される納税通知書で納付していただく普通徴収となります。

特別徴収のしくみ

年6回の年金定期支払いの際に、介護保険料と合わせて年金から徴収されます。

- 仮徴収（4月・6月・8月）
当年度の国保税額が確定するまでは、前年度の国保税相当額の6分の1の金額を仮徴収します。
- 本徴収（10月・12月・2月）
6月以降に確定した国保税から、仮徴収分を差し引いて調整された金額を3期に分けて徴収します。

※対象者のかたには、3月下旬に税務課から仮徴収額通知書をお送りします。
お手元に届きましたら、内容や金額などを確認してください。

税務課市民税係 ☎⑤ 1 1 3 4
市民課保険年金係 ☎⑤ 1 1 4 8

病院などでの自己負担割合が変わります

乳幼児の2割負担の対象年齢が拡大されます

病院などにかかったとき、窓口での医療費の自己負担割合は、3歳未満が2割となつていますが、平成20年4月からは、2割負担の対象年齢が、義務教育就学（小学校入学）前まで拡大されます。

窓口での医療費2割負担の対象年齢

平成20年4月から

平成20年3月まで



義務教育就学前まで
2割



3歳未満
2割

70歳～74歳のかたの自己負担割合が変わります

70歳～74歳のかたが病院などにかかったとき、窓口での

退職者医療制度の対象年齢が変わります

医療費の自己負担割合は、平成20年4月から2割（現役並み所得者を除く）に引き上げられることとなりましたが、平成21年3月までの1年間は、これまでと同じ1割に据え置かれることになりました。（現役並み所得者を除く）
これに伴い、現行の高齢受給者証の一部負担割合の欄に変更が生じるかたには、3月下旬に新しい受給者証をお送りします。

長年勤めた会社などを退職して国保に加入したかたが、年金受給者となったとき、本人とその扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けますが、その対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。
65歳からは、一般の国保加入者となります。
対象世帯のかたには、3月下旬に変更となった保険証が送付されます。

- ◆ 保険税に関することは税務課市民税係へ、資格・給付に関することは市民課保険年金係へ問い合わせてください。